

Title	ハノーファー王国の憲法紛争(二)
Sub Title	Der Verfassungskonflikt im Konigreich Hannover (II)
Author	東畑, 隆介(Tohata, Ryusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1980
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.50, No.記念号 (1980. 11) ,p.451- 472
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	西洋史 第五〇巻記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19801100-0455

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ハノーファー王国の憲法紛争(二)

東 畑 隆 介

四 大学監督局・学長ベルクマンの見解

抗議書は一月一八日に大学監督局に発送され、二〇日に届いた。大学監督局は騒ぎをそれ以上大きくしないために抗議書を手許にとどめる一方、一月二二日の七教授への通達⁽¹⁾において、七教授が一月一八日の彼等の抗議書の中で、一月一日の勅令が彼等に呼び起こした疑念を隠すことなく表明した率直さに敬意を表した後、「我々は、……君主^{ランデスヘル}に属する権能を討論に委ね、それについて国王陛下といわば談判したり、陛下の定め給うた規定の遵守すらせず、勝手に服従を拒否することを個々の官吏や臣下の問題と見なすことは出来ない⁽²⁾。」「以前に彼等に負わされた憲法遵守の義務は、すべての法律一般に関して同様に彼等の義務であるものの遵守への断乎たる命令に他ならないと見なすことが出来る。これらの勤務規定は、彼等の合法の、祖先代々の君主^{ランデスヘル}——勤務宣誓の確定は彼次第であり、彼に対してのみ勤務宣誓が行われる——によって彼等に課せられる。今やそれは、……公の勅令によって再び廃止された。従って、官吏は彼等の良心の義務を損なうことなしに、この最も新しい至高の命令に従い、それに服さねばならない。ただし、君主^{ランデスヘル}は如何なる条件下においても、官吏が彼に服従を拒否し、公布された君主の意志にはっきり反対して行動するつもりだと宣言するのを認める訳にはいかないからである⁽³⁾」とその見解を述べ、「諸君が前述した意見をもう一度慎重に考慮して、このような声明によって、諸君自身、諸君の職務上の地位、いや大学の安寧と繁栄すらも危険にさらすことを肝に銘じて、これらすべて

の不幸な結果を避けるために、……今月一日の勅令の命令に静かに従い、大学が全国議会への代表の派遣を求められたときも、これに……反対しないことを」望んで⁽⁴⁾いる。このように、大学監督局は、官吏の勤務宣誓は国王に対してのみ行われるのであり、官吏の憲法遵守の義務は国王の勤務命令に基づくものである。それ故に、官吏は憲法に対して行った宣誓を理由に国王への服従を拒否することは出来ないという絶対主義的国家観に基づいて、七教授に抗議の撤回を求めた。更に大学監督局の実質的な責任者であった内閣顧問官ホッペンシュテット (G. Hoppenstedt) は、ダールマン宛の私信で「私はそれ (抗議) がもたらすであろう結果を心から憂っています。陛下が断乎として朕に服従を拒む何人もその職務にとどめる訳にはいかないと宣言されるのではないかと、私は非常に心配しています。……それ故に、私は、あなたが抗議を撤回されるよう懇願いたします。それは未だ他の誰の手にも渡って⁽⁵⁾いず、あなたが望まれるなら、あなたの許に送り返されるでしょう」と、重ねて抗議の撤回を求めた。これに対してダールマンは、「宮中顧問官アルブレヒトと私は、将来、法とは権力のお気に召すものだと⁽⁵⁾いうことを国家の最高の原則として講義しなければならぬのでしょうか？ 私は正直な人間として国外に退去し、私の聴講者たち⁽⁵⁾にうそ偽りを真理として売ろうとは思いません。これまで、私は行動の点でも教授の点でも服従の義務をな⁽⁶⁾おざりにした覚えはありません。そして忠実にそれを守るつもりです。しかし、奴隷の義務を認めることは出来ません」と答えて、抗議を撤回する意志のないことを明らかにした。

次に学長ベルクマン (Bergmann) の抗議に対してとった態度が問題になる。

大学監督局が抗議書を手許にとどめ、極力外部にもらさないように努力したにもかかわらず、抗議書はゲッティンゲンにおいて多数流布したばかりか、二・三日のうちに全ドイツ中に知れ渡り、内外の新聞に報道された。⁽⁸⁾パリで発刊された英文新聞ガリグナニス・メッセンジャー (Galignani's Messenger) は、抗議書が署名された日の十一月一八日に早くも「ゲッティンゲンからの手紙は、同市の大学の七教授が新国王に忠誠を誓うことを拒否する……と述べている。この勇氣ある決定は公衆の感情にかなりの影響を及ぼすことになる。ドイツの大学は単に研究の機関であるばかりか、国中に衝

撃を与える政治的中心でもある。ラインの彼方では、教授たちは、要するに、理性の原理と人民の権利とを守ることを委託された人民の裁判官なのである」と報道した。

このように七教授の抗議は全ドイツ中に知れ渡ったので、一月二六日以来、狩猟城ローテンキルヘン(Rotenkirchen)に滞在していたエルンスト・アウグストの耳にも間もなく達した。立腹した国王は、最初は即刻ゲッティンゲンへ赴いて七教授を自ら処罰しようと考えたが、思いとどまり、参事官リュードー(Lüder)を通して、大学当局に大学の代表団をローテンキルヘンに派遣するようにと伝えた。大学評議員会は、それに従って学長及び四学部長から成る代表団をローテンキルヘンへ派遣することを決定した。

一月三〇日の朝、学長ベルクマン(法学部長兼任)、神学部長ギーゼラー(Gieselar)、医学部長コンラディ(Conradi)、哲学部長ヘルバルト(Herbart)、法学部長代行バウアー(Bauer)などから成るゲッティンゲン大学代表団が、ローテンキルヘンに向かって出発した。

国王に拝謁したさい、ベルクマンはゲッティンゲン大学の変わることのない忠誠を国王に誓った後、「私は、(それと同時に)不幸な出来事——一月一日の陛下の勅令に関する若干の教授たちの声明の流布——について一言せねばならないと思います。それが一般に知れ渡ってしまった以上、私がそれに関して若干言及してもよろしいかと存じます。無論、大学はその事件に無関係であり、それ故に、国王の御前に出頭したものどもは詳細に報告することは出来ません。しかし、私は、かの声明の起草者たちによって(その)流布が試みられなかったこと、それはいささかも違法的な意図から引き起こされたものではないこと、むしろ第三者が秘密をもらしたに違いないことなどを良心に恥じることなく断言出来ると思(10)います」と述べた。このように、ベルクマンは弱い言い回しであったにせよ、抗議書を流布させたという非難から七教授を弁護しようと試みた。国王はこれに対して、大学監督局への抗議書の発送と殆んど同時に、多数の写しが流布したこと、ゲッティンゲン大学の教授たちがこのような計画をいっていたことが、事前に外国の新聞に報道されたことなどを挙げ

て、⁽¹¹⁾七教授は抗議書の流布と無関係であるとするベルクマンの弁護に強い疑念を示した。

一月二日、政府の機関誌である「ハノーファー新聞」は、ゲッティンゲン大学の代表団がローテンキルヘンで、「大学の七教授の取った措置の否認を述べ、皇帝陛下に彼等の変わらざる忠誠を誓う」上奏文を提出したという記事を掲載した。⁽¹²⁾次いで、一月六日の同紙に代表団の挨拶をそのままの形で載せたと主張する記事が掲載された。それによると、ゲッティンゲン市長エーベル (Ebel) が、「ゲッティンゲン大学に任命された若干名の教官が、彼等の地位を全く誤解して、市民みんなによって否認されている手段に訴えた」ことについてのゲッティンゲン市民の心からの遺憾の意を表明したのに続いて、ベルクマンが、学長も学部長も知らなかった若干の教官の軽率な処置に触れて、「たとえ、上述の教官たちの(とった)手段が、本来悪意のうちでなく、むしろ軽率さと一時的な興奮のうちにあることを確信をもつて想定することが出来、更に最近大学監督局宛に出されたゲッティンゲン大学の七人の教授たちの請願書が一般に知られたのは、これらの教授たちによって故意に行われたためではなく、軽率に第三者に漏らしたためである」ということを……代表団が確信しているとしても、ゲッティンゲン大学は陛下に対する心からの忠誠の念から起こったことに対して衷心より遺憾に思うものであります」⁽¹³⁾と述べたことになっていた。

この記事の故に非難され、名誉を傷つけられたベルクマンは、「ハノーファー新聞」に訂正記事を掲載させようと決心したが、それを直接同紙にでなく、大学監督局に発送した。その中でベルクマンは、一月二日の同紙の記事で述べられているような七教授の行動を否定した上奏文は提出されなかった。また一月六日の同紙に掲載された国王陛下に対する彼の挨拶は全く歪曲されていると述べ、「前述の新聞記事には、挨拶の最初の部分である国王陛下に対する感謝が心から表明されていない。他方一月一日の勅令についての七教授の声明に関しては、発言者が述べたよりも厳しい言葉が使われていた」という訂正記事を「ハノーファー新聞」に掲載させる許可を大学監督局に求めた。⁽¹⁴⁾

ベルクマンの申し出を受けた大学監督局では、必要と思われる表現の変更を除いて、原文通りの記事を新聞に掲載させ

ることによってベルクマンの名誉を回復しようとしたホッペンシュテットの主張とそれに否定的なシュトラレーンハイム⁽¹⁵⁾ (Freiherr von Stralenheim) の主張が対立したが、結極後者の主張が採用され、ベルクマンは大学監督局から「問題の新聞の報道を訂正しよう」と試みることによって、そうでなくても興奮している人々を改めてこの問題へと向かわせ、同時に場合によると反駁を呼び起こし、このようにして挨拶の本質的な内容についてでなく、個々の言葉、それも国王陛下の御前で述べられた言葉について公然たる論争を引き起こすことは、我々にとって得策とは思われない⁽¹⁶⁾」という拒否的な回答を受けとった。ベルクマンはその後しばらく沈黙を守った後、二三週経った一二月二十七日に漸く Kasselische Allgemeine Zeitung に匿名の訂正記事を出したが、匿名であることもあって、この記事は彼の名誉回復には殆んど役立たなかった。またこの時期には、七教授は既に免職されていた⁽¹⁷⁾。

前述したように、国王に拝謁したさい、ベルクマンは、弱い言い回しであったにせよ、七教授が抗議書を流布させたという非難に対して彼等を弁護しようとした。しかし、「ハノーファー新聞」に捏造記事が掲載され、それによって彼の名誉のみならず、同僚や大学の名声が傷つけられたとき、学長として全力を尽くして同僚や大学を弁護すべきであったにもかかわらず、虚偽の報道の訂正への努力を怠った。その結果、彼が事実上大学の名において七教授に反対の発言をし、婉曲な表現で彼等の抗議を否定したという印象を一般に与えると同時に大学の名声を失墜させたのである。

註

- (1) Reskript des Universitäts-Kuratoriums an die Göttinger Sieben vom 22. November 1837, in: Der hannoversche Verfassungskonflikt von 1837/1839, Aurgewählt und eingeleitet von Willey Real, Göttingen 1972. (2) D. H. V. (と略記) S. 36ff. (3) Ebenda, S. 36f.
- (3) Ebenda, S. 37.
(4) Ebenda, S. 38.
(5) Anton Springer, Friedrich Christoph Dahlmann, Leipzig 1870, Bd. 1, S. 435. から引用。
(6) Ebenda, S. 436f. から引用。
(7) 大学法廷の尋問に対するダールマン、ヤーコプ・グリム、ゲルヴィーヌスの証言によると、一一月一九日、ダールマンは

手元にあった抗議書の草稿を筆耕に三部複写させた。(草稿を含む)四部のうち、一部を手元に残し、第二部をキールにいる彼の義兄弟のヘゲヴィッシュ (Hegevisch) に送った。第三部はヤーコプ・グリムが受けとり、四日後に外国の友人にこれを送った。第四部をゲルヴィーヌスが受けとってそれを複写し偶々彼を訪ねた友人——グラットバッハ (Gladbach) という建築家——にそれを渡した。八日後に彼はダールマンから受けとった複写をヴィルヘルム・ヴェーバーに回した。

このような事実に基づいて、キュックは誰が抗議書をゲッティンゲンにおいて流布させたかの問題に関して次のような推定をしている。抗議書の草案を複写した筆耕は三部しか複写しなかったと大学法廷で証言しており、彼がその内容に興味をもち、抗議の重大さを認識していたとは考えられない。ダールマンとヤーコプ・グリムは抗議書の写しを外国に送っている。従って、ゲルヴィーヌスが抗議書の流布と複写の張本人だったという可能性しか残らないことになる。ゲルヴィーヌス自身も秘密にしておく理由はなかったため、彼を訪ねた年下の同僚や学生たちが抗議書を読むのを妨げなかったことを認めている。キュックはこのように述べて、抗議の流布の張本人はゲルヴィーヌスであったと断定している。Hans Kück, Die „Göttinger Sieben“. Ihre Protestation und ihre Entlassung im Jahre 1837, in: Historische Studien, Berlin 1934, Nachdruck 1965, S. 51ff. なお大学法廷での七教授尋問の記録はキュックの前掲書に収められている。Protokoll der Verneh-

mung der sieben Professoren vor dem Universitätsgericht. 4. Dezember 1837 (以下 Protokoll と略記), in: Ebenda, S. 203ff.

(8) Kasselsche Allgemeine Zeitung が十一月二三日に抗議の内容について報道し、十一月二四日に抗議文の一部を掲載した。Staats- und Gelehrte Zeitung des Hamburger unpartheyischen Correspondenten は十一月二三日に抗議に関する記事を、二八日に抗議文の写しを掲載した。Ebenda, S. 55. Anm. 16.

(9) Friedrich Christoph Dahlmann, Zur Verständigung, in: F. C. Dahlmann's Kleine Schriften und Reden, Stuttgart 1866, S. 287. 七教授が抗議書に署名した当日に外国の新聞が七教授が抗議したと報道したことについて、キュックは、抗議書を起草したダールマンですら一八日朝に至っても署名者の数を知らなかったことを指摘して、七人という数は偶然の一致だったと述べている。フーバーも同様の見解を述べている。Kück, a. a. O. S. 56.; Ernst Rudolf Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Stuttgart 1960, Bd. 2, S. 102. なお七教授が抗議書に署名する経過については、拙稿「ハノーファー王国の憲法紛争」、『史学』四九—四七、八一—九頁。

(10) Kück, a. a. O. S. 87f. 45ff. 用。

(11) Ebenda, S. 89f.

(12) Dahlmann, a. a. O. S. 273.

(13) Anrede des Prorectors der Georg-Augusts-Universität, als Deputirten der Letzteren an Seine Königliche Majestät, in Gegenwart der Decane der vier Facultäten, in: Ebenda, S. 277.

(14) Kück, a. a. O. S. 96.

(15) ショトラレーンハイムは國務・法務大臣として法務・文部

両省の指導に当たる一方、第二大学監督官 (der 2. Kurator) として、第一大学監督官アルンスヴァルト (C. F. A. von Arnswaldt) が高齡であったため、事実上大学監督局を指導

する立場にあった。反動的な思想の持ち主で、七教授の抗議に対して、彼等は「虚栄、あるいはそれどころかもっと悪質な目的をかなえるためにだけ良心を口実にした」と述べ、ゲッティンゲンにおいて抗議書が流布してしまったという知らせを聞く時、教授たちのふるまいは「犯罪すれすれ」だと述べたといわれる。Ebenda, S. 72f.

(16) Ebenda, S. 98. より引用。

(17) 国王は二月一日に七教授の免職を命じた勅令に署名した。

五 国王・シェーレの見解

前述したように、大学監督局が事件を極力外部にもらさないように努力したにもかかわらず、七教授の抗議は国の内外に知れ渡った。そこで事実上の首相であるシェーレは、二月二七日に国王に抗議及びその流布について正式に報告した。この報告を聞いて立腹した国王は、抗議の流布を妨げ、流布の原因を突きとめることを命じると同時に「教授たちは、明らかに革命的、大逆的な目的を追求している。……それ故に彼等は刑事裁判官の権限に属するように思われる。朕は、すべての関係官庁によってかかる犯罪行為を防止するのみならず、罪を犯したものの責任を問い、刑罰を課するためあらゆる処置が講じられるであろうことを疑わない。強い印象を与えるために迅速な処置がとられねばならないだろう」と述べ、七教授を刑事裁判にかけることを要求した。シェーレは、ゲッティンゲン大学法廷に対して「七教授に抗議書を提出して、彼等からその署名が彼等のものと認めるはつきりした声明を要求する。(二) どのような方法で抗議書が公開されたかについて七教授を尋問することを要求した。次いで、国王にこの措置を報告した書簡の中で、「もしも教授たちが彼等の署名の他に抗議書の流布をも認めるならば、彼等はとりわけその流布の故に厳罰に処せらるべきであります。また彼等

よって行われた流布が法的に証拠立てられなくとも、抗議書自体、彼等が即刻教授としての職務から、ゲッティンゲンからさえも追放されねばならない性質のもので、何故なら、彼等がゲッティンゲンにすることが騒擾と暴動の爆発とを引き起こすかもしれないからです。なお懲戒的刑罰によって、学識ある従来高い評価を受けてきたひとたちのこのように危険な手本が、他の官吏や選挙団体に対して引き起こすかもしれない有害な結果を直ちに予防することは絶対に必要でしょう⁽²⁾と、七教授の免職、追放を進言した。七教授を刑事裁判にかけることを要求していた国王がシェーレよりも寛大な措置を考えていたとは想像出来ないから、シェーレのこの書簡が記された一月二十九日には、七教授の免職は既に確定しており、その執行の形式と理由の定式化だけが問題であった。翌三〇日、シェーレは大学監督局から送られてきた抗議書を国王に送り、重ねて「大学法廷の尋問後、直ぐ出来るだけ迅早に（七教授を）処罰することとその理由の説明付きの処罰の公布」を行うことを進言した⁽³⁾。従って、七教授の免職は彼等が大学法廷で弁明する機会を与えられる前に既に決定されていたのである。

一二月四日、大学法廷で七教授の尋問——尋問はもっぱらどのようなにして抗議書が流布したかという問題に限定された——が行われた。七教授は抗議書に署名したことを認め、ダールマンとヤーコプ・グリムは大学監督局に抗議書を発送した後、外国にいる義兄弟乃至友人にその写しを送ったことを、ゲルヴィーヌスは抗議書の発送後、彼を訪ねた友人にその写しを渡し、発送の翌日、幾人かのひとにその写しを読ませたことを認めた。しかし、三人とも抗議書の発送前に、内外の新聞にそれに関する情報を提供しなかったと証言した⁽⁴⁾。大学法廷の議長ベルクマンは、彼等の証言に基づいた尋問の記録を内閣へ、尋問に関する報告を大学監督局に送った。シェーレはこの記録を大学監督官シュトラレーンハイムに送り、七教授に対してとるべき処分についての大学監督局の鑑定書を即刻国王に送ることを命じた。

大学監督局では、内閣顧問官ホッペンシュテットが鑑定書⁽⁵⁾を作成し、一二月八日にそれを国王に送った。鑑定書は、「秩序ある国家においては、教官が七教授の声明において立てられたような原則をその公的な生活と活動の規準とし、そ

れによって彼等に託された青年のみならず、他の臣民をも危険な邪道に導いてはならない」と大学監督局の見解を述べ、抗議の流布によって七教授に対する新しい処分が必要であることを認めた。しかし、刑事訴訟手続きは確実に有罪の判決をもたらすとは限らず、非常な時間を要するので、カールスバート決議の連邦大学法第二条⁽⁷⁾によって七教授を免職することを国王に進言した。しかし、シェーレは国王を説得して、大学監督局の勧める合法的手続きを無視して、七教授を即刻免職することを決意させた。その結果、国王は二月一日に七教授の免職を命じた勅令⁽⁸⁾に署名し、翌二日、抗議書を流布させたという理由で、ダールマン、ヤーコプ・グリム、ゲルヴィーヌス三名の国外追放を命じた学長宛の書簡に署名した⁽⁹⁾。

このように国王は大学監督局の進言した合法的手続きを無視して、恣意的に七教授を免職⁽¹⁰⁾、三教授を追放した。国王が合法的手続きを待たずに処分を急いだ最大の理由は、シェーレが先に引用した国王への書簡⁽¹¹⁾の中で「もしも教授たちが彼等の署名の他に抗議書の流布をも認めるならば、彼等はとりわけその流布の故に厳罰に処せらるべきであります。……なお懲戒的刑罰によって、学識ある従来高い評価を受けてきたひとたちのこのような危険な手本が、他の官吏や選挙団体に対して引き起こすかもしれない有害な結果を直ちに予防することは絶対に必要でしょう」と述べているように、ハノーファー、全ドイツにおける抗議書の流布が人々に国王が（憲法を廃止した）一月一日の勅令によって如何に大きな不正を犯したかを暴露し、国王の暴挙に反対する人民の運動を誘発することが懸念されたからである。人民の反対運動の芽を摘みとるためには、国王の意志への反逆はすべて厳罰に処せられるということを経験し得るよう出来るだけ迅速に七教授を処罰する必要があった。

免職された七教授は無条件で国王の決定に服するつもりはなかった。ハノーファー政府は免職後直ちに七教授に対する俸給の支払いを中止したので、七教授は俸給支払いを要求する訴訟⁽¹²⁾を起こし、それによって彼等の免職の不法なことを明らかにしようと試みた。俸給訴訟のさいに裁判所が、一八三三年の憲法はなお有効であり、従って、官吏の憲法宣誓は依

然として拘束力があるから、七教授の抗議書は彼等の勤務義務に反するものではなく、その履行であるという判決を下す可能性も無い訳ではなかった。それを恐れた国王はハノーファーの法務庁(Justizkanzlei)にこの訴訟を拒否することを命じ、初期立憲主義時代には殆んど例のない司法権の独立の侵害⁽¹³⁾を敢えてしたのである。しかし、そのために国王は訴訟を拒否された七教授が連邦議会に訴えるかもしれないという新しい危険を招いた。この危険を避けるべく、国王はこの訴訟事件は法務庁の権限外だとする権限争議を起し、訴訟事件の引き延ばしを計った。(一八三三年)憲法第一五六条⁽¹⁴⁾は、訴訟事件の権限をめぐって裁判所と政府の間に争いが生じた場合、決定を下す権限は枢密院審議会(Geheimratsskolle-sium)にあると規定していた。しかし、憲法廃止後、枢密院審議会はその活動を停止しており、それに代る機関も設けられていなかった。漸く一八三九年一月二二日の閣令によって、権限争議の判決権をもつ機関である参事院 Staatsrat が設けられた。一八四一年に参事院は、官吏の免職と俸給の停止は領邦君主の高権に属するが故に、裁判所は訴訟を受理してはならないという判決を下した。国王は免職の問題に引き続いて、俸給訴訟の問題でも法を曲げることによって七教授の法廷闘争を防止したのである。

このように国王の憲法廃止とそれに対する抗議をきっかけとして、国王と七教授とが激突し、国王が勝利を占めたのであるが、両者の対立の根底には両者の国家観の対立があった。憲法廃止を宣言した一八三七年一月一日の勅令において「朕が従来の憲法の廃止を宣言する場合は、その当然の帰結として全王国の臣下は……憲法にまで及ぼされた宣誓の義務を全く免除される⁽¹⁵⁾」と述べられているように、エルンスト・アウグスト王にとっては、国王即国家であり、官吏の勤務宣誓は国王個人に対してのみ行われる。最高の立法者としての国王は古い法律(憲法)を廃止し、新しい法律を發布出来る。このような国王の立場からすれば、廃止された法律(憲法)に対して行った宣誓に固執している七教授は、臣下の責任である君主に対する服従を拒否したことになるのである⁽¹⁶⁾。

このようにエルンスト・アウグストが国王即国家という絶対主義的国家観を代表していたのに対して、七教授にとって

官吏の勤務宣誓は——(一八三三年)憲法第一六一条⁽¹⁷⁾が規定しているように——国王に対する忠誠宣誓(Treueid)と憲法宣誓(Verfassungseid)という二重の宣誓義務を意味していた。そして憲法宣誓は官吏にその勤務において憲法及びそれに基づく法律遵守の義務(Legalitätseid)を負わせると同時に革命やクーデターによる憲法の廃止に抵抗する義務(Widerstandseid)を負わせるものであった。従って、国王が憲法に違反した場合、官吏は忠誠宣誓よりも憲法宣誓を優先させるべきであった。ダールマンがこの事件に関して書いた弁明書「了解のために」⁽¹⁸⁾(Zur Verständigung)の中で、「彼(官吏)は単に国王に対してのみならず、その中で国王と人民とが結合されている神の設けた秩序である国家に対して宣誓したのであり、この秩序の法に従つてのみ、宣誓は解除されるのである」⁽¹⁹⁾と述べているように、官吏は国王個人に対してでなく、国家という超個人的な存在に対して憲法宣誓を行ったのであるから、自らが憲法によって拘束される君主(立憲君主)が、恣意的に官吏の憲法宣誓の義務を解除することは許されなかった。「私が法の武器をもって、死を免れない王が一時の誘惑から現行法に違反して始めたことと戦うとき、私は不死の王、政治の合法的な意志のために戦う」⁽²⁰⁾とダールマンが述べているように、七教授は、立憲主義国家は国王個人よりも上位にあるとす立憲主義的国家観を代表していた⁽²¹⁾。従って、国王と七教授の対立は、旧い絶対主義国家観と新しい立憲主義的国家観との対立であったのである。

註

- (1) Ernst August an Schele, 28. XI. 1837, in: Ebenda, S. 207f.
- (2) Schele an den König, 29. XI. 1837, in: Ebenda, S. 209.
- (3) Ebenda, S. 77.
- (4) Protokoll, in: Ebenda, S. 203f.
- (5) Das Curatorium an den König, 8. XII. 1837, in: Ebenda, S. 210f.
- (6) Ebenda, S. 210.
- (7) 連邦大法第二条は、「ドイツ連邦諸政府は、明らかにその義務に違反し、その職務の限界を逸脱し、青年の心情への彼の正当な感化を悪用し、有害な、公的秩序と安寧に敵対的もしくは現存の国家制度の基礎を掘り崩す学説を広めることなどによって、彼等に委託された職務を司る能力がないことを誰の目にも明らかに示した大学及び他の教師を大学と他の学校から追放する義務を相互に負う。……但し、この種の措置は、大学

の上位にある政府全権監督官の十分根拠ある提案もしくは政府全権監督官が予め要求した報告書に基づいてのみ決議されねばならぬ」と規定してゐる。Bundes-Universitätsgesetz, Art. 2, in: Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, Hrsg. von E. R. Huber, 3. Aufl., Stuttgart 1978, Bd. I, S. 101.

(8) Reskript über die Entlassung der Göttinger Sieben vom 11. Dezember 1837, in: D. H. V., S. 39f.

(9) Kück, a. a. O. S. 106.

(10) 当時のハノーファーの勤務法によると、最高の領主 (der Oberste Dienstherr) は裁判官を除くすべての官吏の免職を何時でも、自分の裁量で命じることが出来た。この権限の唯一の制限は、「(一八三三年) 憲法第一六三条——「文官はその地位を任意に奪われ得ない」——が規定しているように、官吏の免職は専断的行為であつてはならなかつた。免職の命令の法的効力は、それが憲法第一六三条に抵触することなく発布されるかどうかにかかつていた。この観点からみれば、国王の七教授免職は専断行為であつた。Vgl. Huber, a. a. O. S. 103.

(11) 註(2) 参照。

(12) Vgl. Huber, a. a. O. S. 104.; Kück, a. a. O. S. 168ff.; Springer, a. a. O., Bd. II, S. 29f.; Heinrich von Treitschke, Deutsche Geschichte im neunzehnten Jahrhundert, 5. Aufl., Leipzig 1907, Bd. 4, S. 662.

(13) Huber, a. a. O. S. 104.

(14) 憲法第一五六条は、「訴訟が法廷の判決に属するか或いは行政当局の権限に属するかに關して疑問が生じ、この問題に關して行政当局が裁判所と合意し得ない場合、この疑問は、裁判所側と行政当局側の理由が十分述べられた後に、この目的のため特に設けられる枢密院審議会の部会によつて論議・決定せられ」と規定してゐる。Grundgesetz des Königreichs Hannover. 1833 Sept. 26, Art. 156, in: Wilh. Altmann (Hrsg.), Ausgewählte Urkunden zur deutschen Verfassungsgeschichte seit 1806, Berlin 1898, 1. Teil: 1806-1866, S. 173.

(15) Königliches Patent vom 1 sten November 1837, in: D. H. V., S. 14.

(16) 七教授の免職を命じた勅令(二月一日)は、「抗議書の著者たちは、その中で彼等の正当な君主としての朕に対する責務である服従を拒否した。何故なら彼等は、朕が一八三七年一月一日の勅令で廃止した一八三三年九月二六日の憲法が引き続き効力と拘束力とをもつ場合にのみ朕に臣下の忠誠を誓約することが出来ると妄想しているからである」(Ebenda, S. 40.) と述べている。

(17) 憲法第一六一条は、「すべての文官は……憲法の誠実な遵守にまで及ばされた勤務宣誓によつて、指令を発する際には常に、それが憲法に違反してはいないよう留意する義務がある」と規定してゐる。Altmann (Hrsg.), a. a. O. S. 174.

(18) ダールマンのこの小冊子は、検閲が厳しいためドイツで出

- 版出来ず、最初はスイスのバーゼル（一八三八年）で出版された。この書物は、事件に関係した教授たちの著した弁明書の中で最も強く世論を動かしたドイツの政論の傑作といわれている。Vgl. Huber, a. a. O. S. 105.; Springer, a. a. O., Bd. II, S. 22ff.; Treitscke, a. a. O. S. 661ff. なおヤーコプ・グリム、アルブレヒト、エーヴァルト、ゲルヴィーヌスも弁明書を著して（Ed. Albrecht), Die Protestation und Entlassung der sieben Göttinger Professoren. Hrsg. von Dahlmann, Leipzig 1838.; H. Ewald (Drei deutsche) Worte für Freunde und Verständige, Basel 1838.; G. G. Gervinus, Vorrede zum 3. Bande der Geschichte der deutschen National-Literatur, in: Historische Schriften, Bd. 7, Karlsruhe 1838.
- (61) Dahlmann, a. a. O. S. 260.
- (20) Ebenda, S. 261f.
- (21) アルブレヒトは、法律的観点から事件を説明したといわれる彼の弁明書において、「我が憲法によれば、官吏は宣誓によ

六 教授・学生・国民の反応

七教授の抗議に対して他の教授たちのとった態度は極めてさまざまではば完全な賛成と極端な拒否との両極の間を揺れ動いていた。

最も力強く七教授を支持したのは、考古学者のシュラー（K. O. Müller）であった。シュラーは抗議書が問題と無関係

ハノーファー王国の憲法紛争(二)

って君主に対してのみならず、国に対しても義務を負うことは全く明らかである。」従って、「宣誓は国王によって一方的に解消されることは出来ない。」「国王に対する（官吏の）宣誓義務は、その中に含まれている基本法に対する関係によって特定の内容、特定の方向と基準を含んでおり、その中に単に君主の意志に従うのではなく、基本法に従って君主に奉仕するという誓約があるということは否定され得ないであろう。君主はこのような官吏の義務を一方的に廃止することは出来ない。もしも君主が官吏に憲法に反する行為を要求する場合、官吏は「このような不当な要求にその良心の義務として存続している基本法に対する義務を対抗させる」べきであると、ダールマンとほぼ同様の見解を述べている。因にアルブレヒトは、「ゲッティンゲン七教授事件」を契機として国家法人説を發達させたといわれている。（Albrecht), a. a. O. S. 25f. 千代田寛『ゲッティンゲン七教授追放事件』の史的考察——国家権力と大学——（その三）』大学論集第三集、広島大学教育研究センター、一九七五年、九二頁参照。

な大学監督局に送られることに不満でそれに署名しなかったが、抗議書の精神と目的に全く賛成であることを隠さなかった。彼は抗議することなしに誠実宣誓書(Huldigungs-Revers)に署名せず、非合法的な議会のための大学代表の選挙に抗議することを決意して行動した。彼は「君主に対する忠誠の誓約は、ひとが自らの信念に従って一国の憲法に対してもつ義務を変えるものではない」という条件付きで誠実宣誓書に署名した。更にゲッティンゲン市及び大学の選挙人としては、一八三三年憲法が合法的に廃止されたと見做すことは出来ないから、憲法に違反する選挙に参加することは出来ない。否、それに対して抗議する義務があると宣言した。また「ハノーファー新聞」に捏造記事が掲載され、学長ベルクマンが同志に訂正記事を掲載させる申し出を大学監督局に拒否されてから殆んど何もしなかったのに対して、クラウト(W. T. Kraut)、リッター(H. Ritter)、テール(H. Thöl)、フォン・ロイチュ(Ernst von Leutsch)、シュナイデヴィン(F. W. Schneidewin)ら五教授とともに「我々は、……誤った噂を正すために我々の七人の同僚の衆知の抗議の中に含まれた精神についてそれを非難する意見を述べなかつたこと、またそのかぎりにおいてハノーファー新聞二八七号によるとローテンキルヘンへの大学代表団によって国王陛下に提出されたといわれる上奏文及び同紙二九〇号において学長が云ったことにされている挨拶の内容を認めることは出来ないことをここに公言する」という声明書に署名した。ミュラーはまた七教授が免職されたことが明らかになった一二月一五日の午前の講義を休講することによって七教授との連帯感を表明した。

ミュラーと対照的に七教授の抗議に対して冷淡な態度をとった教授としては、解剖学者ランゲンベック(Laugenbeck)と法学者ミュレンブルッフ(Mühlenbruch)が挙げられる。ランゲンベックは、七教授は事件が引き起こすであろう関心を見越して、彼等の弁明書の予約金をせしめようとしたと邪推して、彼等は「物欲から行動した」と述べ、あるパーティーの席でゲルヴィーヌスをごろつきだと罵倒した⁽⁵⁾。ミュレンブルッフもあるダンスパーティーの席で七教授の学問的能力や学問以外の有用性について軽蔑しきった口調で語り、追放された三教授を国境外まで見送り、ヴィッツェンハウ

ゼン (Witzenhausen) で彼等を称えた学生たちは、畜生よりも品位を落したと語った。⁽⁶⁾ もっとも七教授の批判者すべてがこのような下劣な考えを抱いていた訳ではない。彼等の最大の論敵となった教育学者ヘルバルトのような真面目な批判者もいた。その歿後 (一八四二年) に刊行された「一八三七年のゲッティンゲンの破局の回想」⁽⁷⁾と題する小論の中で、ヘルバルトは憲法の番人は学者の職分ではないという立場から次のように述べている。「党派心は学者の助言を欲さない。」同様に「政治的関心は大学のどこにも活動の余地をもたない。教授や学生は「政治地理学を無視してもよい場所を見出し……: 場合によっては新聞を読まなくてもよい避難所を得るために」大学にやってくるのである。「学問は国家や教会の権力をもたないのであるから、それが静かに存在することによってのみ作用し得る。」政治生活への参加によって大学は「その精神的存在を時代の中に投げこみ、その思想をその場かぎりのものにしてしまう。」このように政治と学問とを峻別し、大学を純粹の学問研究の場に限定しようとするヘルバルトの主張と権力が憲法に違反する場合、政治的抵抗を行うことこそ学者の使命だ⁽⁸⁾と考える七教授の主張の対立は興味ある問題であるが、これに関しては、既に千代田寛教授が詳細に論じていら⁽⁹⁾るので、これ以上論及する必要はないであろう。ここでは最も典型的にゲッティンゲン大学の教授たちの陥入ったディレンマを代表していたといわれる宗教局顧問官リュッケ (F. Lucke) をとりあげてみよう。

多くの教授たちがそうであったように、リュッケは自らの良心に従おうとする一方、大学の安寧に反して行動することを望まなかった。その結果、次のようなディレンマに陥入った。良心に従って憲法の廃止に抗議するならば、七教授のよ⁽¹⁰⁾うに免職されて大学に損害を与えることになる。そうかといって大学の安寧を選べば、キリスト教徒としての自己の良心の命じる責務 (憲法宣誓) を放棄することになる。「ハノーファー新聞」の捏造記事を反駁したミュラーら六教授の声明書に署名を求められたとき、彼は、友人 (ローテンキルヘン代表団に参加した神学部長ギーゼラー) を傷つけることになるという理由で署名を拒否した。ヤトコプ・グリムへの手紙の中で、リュッケは彼の立場を次のように説明している。「ハノーファーにおいても訂正や声明への道が決定的に断られた訳ではなく、代表団が何もしないことが決定されていな

い以上、ギーゼラーと私の仲からいっても、六人の声明に与する決心がつきませんでした。私は、そうすることによって同僚——私には常に誠実な人間に思える友人——を……窮地に陥れ、全ドイツの前に晒し者にすることを恐れたのです。それは私には耐えられません。ですから署名しなかったのは、私が臆病であったからではなく、学内の分裂によって大学の状態を前よりも一層悪化させることを恐れたからなのです。しかし、そうだからといって私は何もしなかった訳ではないのです。六人の声明の署名を拒否した同じ日に、私は *Hamberger Zeitung* にハノーファー新聞の記事を反駁し、私の知るかぎりでは、この立場からの最初の公開的な論説を送ったのです。⁽¹⁰⁾

リュッケを苦しめたこのような「良心と大学」との葛藤をゲッティンゲン大学の大部分の教授たちも体験した。彼等は大学の安寧を危険にさらすことを恐れる余り、断乎たる行動に訴えることが出来ず、七教授の闘争を孤立したものにしてしまった。

次に学生の反応をみると、七教授免職のニュースが市内に流れた一二月一四日には、ゲッティンゲン大学の学生（総数九〇九人）二人に対して一人の割の数の兵士が動員されて学生の騒動に備えた。一五日の朝 *Weender* 街でデモを行った学生と警官が衝突し、八人の学生が逮捕された。同日の夕方、約三（四）〇〇人の学生が *Hainberg* のガストハウスで、（大学附属病院の医者(11)の講議を除く）講議に出席しない。追放処分を受けた三教授（*Dahlmann*、*Yacop*・*Grum*、*Geulvii*・*Nuss*）を称えるために、三教授の出発の前日に *Hannoversch-Münden* に集合する。免職された教授たちに聴講料の返済を請求しないことを決議した。

三教授が、一二月一七日朝ゲッティンゲンを立つことが知られると、⁽¹²⁾ 政府側の妨害（貸馬屋や貸馬車の御者は学生に馬や馬車を貸すことを禁止され、命令に違反した場合は、二〇ターラーの罰金刑に処せられた）にもかかわらず、一六日夜、約三〇〇人の学生は凍りつくような寒さにもかかわらず徒歩でヘッセンの国境都市ヴィッツェンハウゼンへ赴いた（三教授は *Hannoversch-Münden* を經由することを禁じられた）。一七日正午ごろヴィッツェンハウゼンに到着した三教授を

迎えた学生は、同市の市長の好意で学生たちに開放された市庁舎のホールで学生の代表 (Theodor Creuznach) が三教授に別離の挨拶をした。別離後大部分の学生はゲッティンゲンに帰ったが、約四〇人の学生はカッセルまで三教授に同行した。⁽¹³⁾

三教授の出発後、大学が休暇になったこともあって、ゲッティンゲンは平静をとりもどしたが、軍隊は新年後まで同市にとどまった。この措置は、政府が人民に対して如何に不安を感じていたかを物語っている。

年が明けて授業が始まって、学生はもどってこなかった。一月一〇日には、九〇九人のうち、一二〇人も学生が欠席していた。一八三八年の夏学期には、学生数は何時もより約二〇〇人少なかった。⁽¹⁴⁾

「ラウシェンプラットの革命によって既に曇らされていた大学の輝きは、今や全く色あせてしまった。⁽¹⁵⁾」一八三七年から一八三八年に至る冬学期には未だ九〇九人の学生が在学したが、一八三八年の夏学期には学生数は七二五人に減り、一八三八年の冬学期は六五六人、一八三九年の夏学期は六六四人であった。一八三九―四〇年の冬学期は六七五人と、学生数は徐々に増加はしたが、一八五〇年に至っても未だ一八三七年の数に達しなかった。とりわけ外国人 (ハノーファー邦外の) 学生の減少は著しく、一八三七―八年の冬学期には、前学期とほぼ同数の三八七人が在学したが、一八三八年の夏学期には二三三人に、一八三八―九年の冬学期には二〇四名に減った。漸く一八四二年に二三八人に増加した。⁽¹⁶⁾

次にドイツ国民の反応についてみると、ヴェルテンベルクのヴィルヘルム王の⁽¹⁷⁾ような例外を別にすれば、ドイツの諸侯がヴィーンの王宮を恐れて七教授の抗議を支持しなかったのに反して、ドイツ国民は活潑に七教授の抗議を支持した。とくにライプチヒでは、一二月九日に商館主、学者、本屋などから成る一〇人の市民 (ライプチヒ委員会) が、七教授が職を失うことになった場合、彼等のための寄付を市民に呼びかけた。「このアピールは熱狂的に賛成された。富めるものも貧しいものも、老いも若きも、男も女もわれがちに寄付を確約することによって、ゲッティンゲンの七人に対する同情を表明した。最初の一二時間で約一、〇〇〇ターラーの金額の応募があった。⁽¹⁸⁾」七教授免職のニュースが伝わると、ライプチ

ヒ委員会は二月二〇日に会合を開き、ライプチヒ市民の名誉表彰の贈り物として二、〇〇〇ターラーを七教授に用立てることを決議した。最初、委員会は七教授が間もなく職を得ることに望みを託していたが、その希望が失われると、一八三八年十一月一〇日に再び会合を開き、七教授が就職するまで彼等がゲッティンゲンで得ていた俸給の全額を支払うために、毎年一定額の寄付の義務を負うことを決議した。その結果、「国民的規模の政治運動の最初の例であり、公的な問題においても自覚した独立の国民精神の最初の勝利であるゲッティンゲン協会」⁽¹⁹⁾が誕生し、各地で活潑な募金活動を行った。フライブルクにおいてはロテック(K. W. R. von Rotteck)が、ダルムシュタットにおいてはヤオプ(H. K. Jaup)が、イエーナにおいてはフロマン(Frommann)が、マールブルクにおいてはフーバー(V. A. Huber)が、ベルリンにおいてはガンス(E. Gans)が、ケーニヒスベルクにおいてはヤコビー(J. Jacoby)が募金活動の先頭に立った。ドイツ国内のみならず、スイス、イタリア、イギリス、アメリカなどの外国においても、ドイツ人が住んでいるところではどこでも活潑な募金活動が行われ、半年後にはプロイセン通貨五、〇〇〇ターラーが調達された。⁽²⁰⁾

「ゲッティンゲン協会」は、五年間募金活動を行った。一八四二年に七教授のうち最も就職の遅れたダールマンがボン大学の教授となり、その目的が達成されたので、同年一二月に解散した。⁽²¹⁾

註

(1) 拙稿、前掲論文、八一頁註(8)参照。

(2) エルンスト・アウグストは憲法廃止後に発布した勅令(一八三七年十一月一日)において、改めて官吏に誠実宣誓を要求した。同右、七三頁。

(3) Dahlmann, a. a. O. S. 280. なおシュラーら六教授は、彼等の声明の故に、以後 Nachprotestierenden と呼ばれた。

(4) 七教授の免職を命じた勅令は、ダールマンら三名の国外追

放を命じた国王の学長宛の書簡とともに、一二月一二日に内閣によってゲッティンゲンに発送され、一四日同市にとどいた。

Kück, a. a. O. S. 106.

(5)(6) Ebenda, S. 145f.; Wilhelm Schoof, Der Protest der Göttinger Sieben, Geschichte in Wissenschaft und Unterricht 13 (1962), S. 340.

(7) Johann Friedrich Herbart, Erinnerung an die Göttingische Katastrophe im Jahr 1837, 1842, in: Joh. Fr.

Herbart's sämtliche Werke, Hrsg. v. Karl Kehrbach, Langensalza 1906, Bd. 11, S. 29-44.

(8) 七教授は国家市民として、官吏として、そして学問の僕として憲法を擁護する権利と義務があると感じていた。選挙権のある市民としては違憲の選挙行為への参加を拒否すべきであり、宣誓に拘束された官吏としては憲法違反に抵抗する義務がある。とりわけ、法の侵害に抗して真理と正義のために証言することは、学者・教師の職分の一つである。ヤーコプ・グリムは、「その代表を議会に任命する権限と義務がある団体」^{「コレクティブ」}としての大学は、憲法廃止のさいには「断乎とした態度に出る権限を与えられており、そうすることを要求された」と述べて、大学の憲法維持の権利を主張した。corpus doctentiumとしての大学でこのような性質の全体的決議が成立しなかったので、七教授は少数派として彼等の団体^{「コレクティブ」}の代弁をする権利があると考えていた。Vgl. Huber, a. a. O. S. 100.

(9) 千代田、前掲論文、三、九〇—九二頁。

(10) Lücke an Jacob Grimm, 16. V. 1838, in: Kück, a. a. O. S. 139f.

(11) Vgl. Ebenda, S. 117f.; Winfried Löschburg, Es begann in Göttingen, Berlin 1964, S. 112ff.; Schoof, a. a. O. S. 336.

(12) 学長ベルクマンは、一月一五日のダールマン宛の書簡で出発の時間を学生に知らさないように懇願した。ダールマンは学長への返信の中で「彼等(学生)への私の最後の言葉がうそ

ハノーファー王国の憲法紛争

であつては「けしめん」と記している。Dahlmann, a. a. O. S. 299f.

(13) ゲルヴィーヌスはカッセルからフランクフルトを経由して彼の故郷であるダルムシュタットへ赴いた。一八三九年一月以後、ハイデルベルクに住んだ。ダールマンは最初カッセルに滞在するつもりだったが、警察が許可しなかったのでライプチヒへ赴いた。ヤーコプ・グリムはカッセルにとどまった。翌年一月のヴィルヘルムが兄の後を追って同市に來た。Kück, a. a. O. S. 122.

(14) Ebenda, S. 124; Löschburg, a. a. O. S. 123.

(15) Treitschke, a. a. O. S. 661. なお「ラウシェンプラットの革命」とは、一八三一年一月のゲッティンゲンにおける市民の蜂起のことである。当時法学部長フーゴ(Hugo)と反目していたゲッティンゲン大学講師ラウシェンプラット(J. E. A. Rauschenplat)がこの蜂起を指揮した。蜂起の鎮圧後フランスに逃れたラウシェンプラットは、その後も急進派の指導者として活躍し、一八三二年にはハンバッハの祭典に参加、一八三三年にはフランクフルトの反乱を指揮し、反乱の鎮圧後再びフランスに逃れたが、その後フランスからスイスへ追放された。一八三四年サヴォイアでのマツシーニの反乱に、一八三五年スペインのカルリスタ戦争に参加した後、スイスを追われて、シュトラースブルクでドイツ語の教師を勤めた。一八四八年に三月革命が勃発すると準備議会に参加したが、その後帝国摂政ヨハンの警察勤務を勤め、バーデンの義勇軍と戦った。その功

によって一八五一年ハノーファーにもどることを許された。

Vgl. Biographisches Wörterbuch zur deutschen Geschichte, München 1974, Bd. 2, S. 2269.

(19) Kück, a. a. O. S. 124; Löschnburg, a. a. O. S. 126; 千代

田、前掲論文、四、一〇〇頁註(2)。

(17) ヴィルヘルム王は、七教授中唯一人のハノーファー出身者

で、それだけにエルンスト・アウグストに最も憎まれていたエーヴァルトをチュービンゲン大学に招いた。後年両国王がベル

リンで出会ったとき、エルンスト・アウグストが、「陛下は何故朕が追放した教授を雇われたのですか？」(傍点筆者)と無作法に問うたのに対して、ヴィルヘルムは「他ならぬその理由からです」と答えた。Treitschke, a. a. O. S. 665.

(18) Springer, a. a. O., Bd. II, S. 6.

(19) Ebenda, S. 8.

(20) Schoof, a. a. O. S. 335.

(21) Springer, a. a. O., Bd. II, S. 123.

七 ゲッティンゲン七教授事件の史的意義

「七教授の追放はドイツの大学教授の政治的な力を基礎づけた⁽¹⁾」とトライチュケが述べているように、「ゲッティンゲン七教授事件」を契機として、ドイツでは大学教授の政治的意見が尊重されるようになり、ドイツに特有の「政治的教授」といわれるタイプが成立した。もっとも「政治的教授」はそれ以前に既に存在していた。フィヒテ、シュライエルマッハー、ヘーゲルは彼等の透徹した政治的認識にもかかわらず、未だ学問的職務の枠内にとどまっていたが、フリース(Fries)、ルーデン(Luden)、オーケン(Oken)は彼等の政治雑誌によって広範な世論に、ブルシェンシャフト運動への参加によって大学の青年に訴えることによって従来のアカデミックな活動の形式を乗り越えた。フライブルクのロテック、ヴェルカー、ハイデルベルクのミッテルマイアー(Mittermaier)、マールブルクのシルヴェスター・ヨルダン(Sylvester Jordan)は教職と議会の議席とが結びついた最初の議員であり、フランスの理念の影響を受けたドイツ初期立憲主義の代表者となった。しかし、これらの南ドイツの政治的教授たちが南ドイツの小邦分立主義の枠内にとどまっていたのに対して、ゲッティンゲンの七教授は小邦を越えて直接国民全体に訴えた。彼等は法の不可侵性の上に国民的権力を基礎づけようと試みることによって、一八四八年の革命運動の主流となる国民国家的自由主義運動の基礎を発達させたので

ある。⁽²⁾

抗議書を流布させたという非難に抗して大学監督局に提出した文書の中で、七教授が「フランス革命の諸傾向は我々のそれではありません。我々が良心的な……信念を率直に述べることによって、気の弱いためにそうすることが出来ない我々の多数の同僚やここハノーファーの無数の人々が恐れ、既に予感しているさし迫った良心の圧迫を予防しようと試みたこともまたフランスの自由主義ではありません⁽³⁾」と述べているように、七教授の闘争はフランス革命の民主的・革命的理論に基づくものではなく、立憲国家は国王個人よりもより高次の存在であるとする立場からの「真の国家」(立憲国家)、真の王(立憲君主)のための闘争であった。

このような七教授の立憲君主主義、とくに国家を法人と解し、君主の地位をもはや主権者としてでなく、憲法に基づいてその権利を行使する国家機関として規定するアルブレヒトの国家法人説をベッケンフェルデは、主権の問題を回避し、君主から主権者の地位を奪いはするものの、君主制を存続させ、人民主権に賛成することなしに、君主絶対主義だけを廃止しようとした政治思想にすぎないと批判している。⁽⁴⁾ ブラントも立憲君主制においては、君主は絶対君主としての権力は奪われはするが、それにもかかわらず主権の独占を喪失せず、それどころかそれを国家が機能する条件的な要素にまで高めるとして、七教授の抗議を「法治国家的君主の統治の侵害に対してのみ向けられ、より大きな政治的自由を目指す努力のきざしとは云えない個別的な行為の域を出なかった」⁽⁵⁾と批判している。⁽⁶⁾

三月革命におけるダールマンら穏健自由主義者の挫折に示されるように、七教授の立憲君主主義は「より大きな政治的自由」への発展の可能性をもつものではなかった。⁽⁸⁾ しかし、そうした限界はあるにしても、良心に発する彼等の抗議がドイツ国民に異常な感銘を与え、「ゲッティンゲン協会」の活動にみられるような最初の国民的規模の政治運動の刺激となつたことは認められねばならない。その偉大さの点でも限界の点でも「ゲッティンゲン七教授事件」は、一八四八年の革命のさいに示されたドイツ市民階級の偉大さと失敗とを予示した事件であったと云えよう。

なおハノーファー憲法紛争は「ゲッティンゲン七教授事件」で終わった訳ではなく、シュトゥーフェが市長であるオスナブリュック市や憲法廃止後召集された議会が、一八三三年憲法の是非をめぐって国王と対立したが、この問題について述べることは、次の課題としたい。

註

(1) Treitsche, a. a. O. S. 666.

(2) Vgl. Huber, a. a. O. S. 105f. 千代田、前掲論文、四、九頁参照。

(3) An Hohes Königliches Universitäts-Curatorium. Göttingen, den 11 Dezember 1837, in: Dahlmann, a. a. O. S. 286.

(4) Ernst-Wolfgang Böckenförde, Die deutsche verfassungsgeschichtliche Forschung im 19. Jahrhundert, Berlin 1961, S. 95.

(5) Hartwig Brandt, Landständische Repräsentation im deutschen Vormärz, Neuwied und Berlin 1968, S. 209f. Anm. 192.

(6) Ebenda, S. 271.

(7) ブラッハーは「イギリスの自由主義と違って、ドイツ自由主義は、産業革命と巨大な人口増加が進むにつれて変化した社会の状態を正しく評価することが出来なかった。それは……市民階級の中に国民一般を見て、新しい社会層の興隆をおぼろげに且つ防衛的にしか認識せず、第四階級を『賤民』として、憲法や選挙権から除外しようとする『名望家自由主義』にとらわ

れていた。ダールマンも一方における『君主とその政府の力』、他方における『巨大な国民大衆』という時代の二つの大きな要素を十分考慮に入れなかった」とダールマンを批判している。

Karl Dietrich Bracher, Über das Verhältnis von Politik und Geschichte. Gedenkrede auf Friedrich Christoph Dahlmann gehalten am 5. Dezember 1960 zu seinem 100. Todestag, Bonn 1961, S. 25.

(8) ヤーコプ・グリムは「ドイツにおける議会制憲法 (ständige Verfassung) は、土地を未だ肥沃にはしないが、侵入し、砂で埋める波をはばむ堤防だ」ともっばらその消極的な利益を評価している。Jacob Grimm, Über seine Entlassung, Frankfurt am Main 1964, S. 14.

〔附記〕

本稿の執筆に関して、筆者は誰よりも故千代田寛教授に多くを負っている。本稿で使用したヴィリイ・リール編の史料集は教授の御教示によって入手したものであり、アントン・シュプリンガーのダールマンの伝記は教授の御好意によって使用することが出来た。ここに記して生前の教授の御好意に対して改めて感謝すると同時に御冥福を祈る。